|  |  |
| --- | --- |
| 団体ｺｰﾄﾞ |  |

運転免許返納者割引導入 認可申請書　様式 41

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

申請者　団体名

　　　　許可番号

　　　　住所

　　　　氏名

**一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（タクシー）変更認可申請書**

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（タクシー）を下記のとおり変更したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名及び住所

氏　名

住　所

２．変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

イ. 東京都特別区・武三交通圏

ロ. 東京都北多摩交通圏

ハ. 東京都南多摩交通圏

３．変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

運賃及び料金の割引を次のとおり変更する。

(1) 新たに「運転免許返納者割引（割引率１０％）」を追加する。

(2) (1)の適用方法は、次による。

ア．運転免許返納者割引は、運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けた者に適用する。

イ．運転免許返納者割引は、運転経歴証明書の提示があった場合に割引くものとする。

ウ．運賃額は、運賃メーター器表示額又時間制は上記３（２）により算出した運賃額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額とする。

エ．運転免許返納者割引は、障害者割引との併用はできないものとする。

(3) (1)の割引は、時間制運賃についても適用する。

その他運賃及び料金、割増、割引及び適用方法については、現認可内容とする。

４．変更を必要とする理由

高齢運転者による交通事故の増加が社会問題化する中、運転免許を返納した方に運賃を割り引くことにより自主返納を推進し、高齢者による交通事故の防止に寄与するため。

※ 東京運輸支局へ提出後、受付印のある（控）を都個協へ必ずＦＡＸ送信（3947-9167）してください。